



松阪市における 重層的支援体制整備事業について

三重県 松阪市 健康福祉部 健康福祉総務課



松阪市の概要

令和5年4月1日時点 住民基本台帳より



三重県

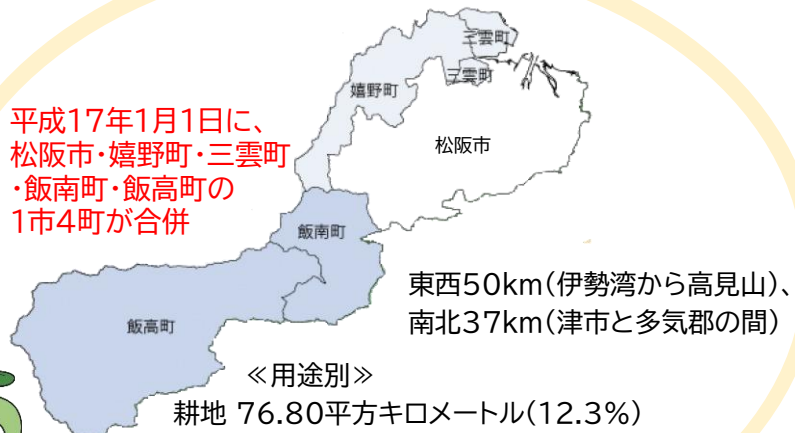


松阪市

 人口 **158,218人**
 世帯数 **74,331世帯**
 高齢化率 **30.6%**
 面積 **623.58km²**
三重県全体の10.8%を占める。県内2位。

- ・ 公立小学校 36校
- ・ 公立中学校 11校
- ・ 地域包括支援センター 5か所
- ・ 障がい児・者総合相談支援センター 1か所
- ・ 住民自治協議会数 43

平成17年1月1日に、
松阪市・嬉野町・三雲町
・飯南町・飯高町の
1市4町が合併



東西50km(伊勢湾から高見山)、
南北37km(津市と多気郡の間)

《用途別》

耕地 76.80平方キロメートル(12.3%)
 宅地 30.41平方キロメートル(4.9%)
 森林 427.61平方キロメートル(68.6%)
 → 山林の占める割合が高い。

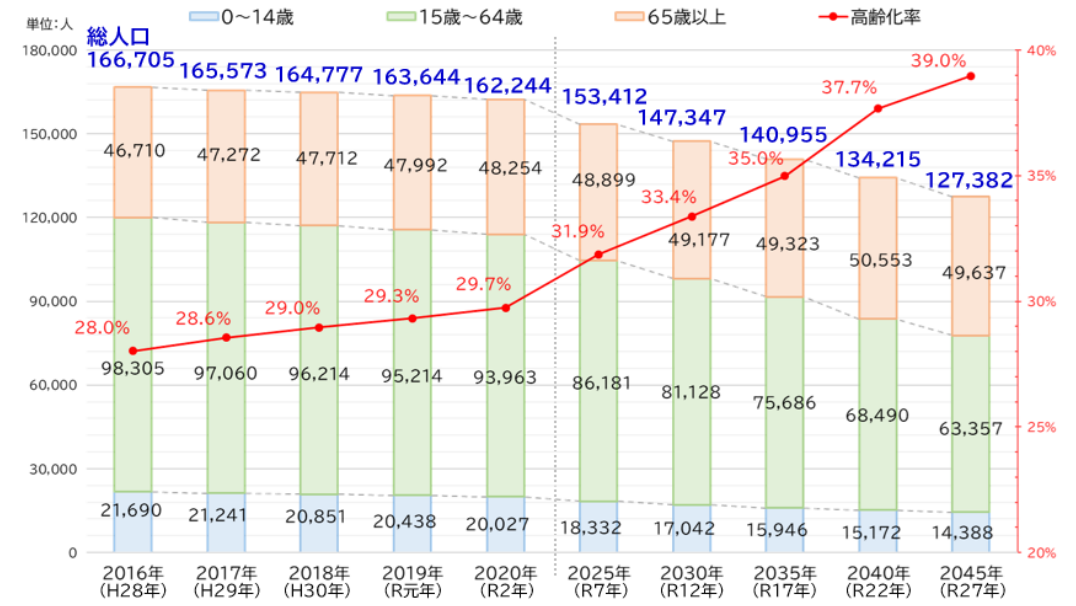


令和5年4月1日時点の人口

| | 総人口 | 65才以上 | 高齢化率 |
|------------|-----------------|----------------|--------------|
| 松阪市 | 158,218人 | 48,336人 | 30.6% |
| 本庁管内 | 116,818人 | 35,403人 | 30.3% |
| 嬉野管内 | 19,219人 | 5,949人 | 31.0% |
| 三雲管内 | 14,839人 | 3,390人 | 22.8% |
| 飯南管内 | 4,210人 | 1,893人 | 45.0% |
| 飯高管内 | 3,132人 | 1,701人 | 54.3% |

人口と高齢化率の推移と将来推計

2045年になると 総人口 **127,382人** (令和5年4月より-30,836人)
 高齢化率 **39.0%** (令和5年4月より+8.4%)



2020年以前の人口：住民基本台帳（2016～2020年 各10月1日現在）より
 2025年以降の推計人口：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』より



松阪市マスコットキャラクター
ちやちやも

重層事業に取り組んだ背景・課題や、取組の理念

- 背景・課題 -

高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援、生活困窮など各制度の充実が図られている一方で、少子高齢化や家族・地域社会の変化などにより、地域生活課題が複雑化・多様化し、従来の福祉制度では対応しきれない課題や分野別の窓口だけでは対応困難なケースも多くあります。

このような中、松阪市では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を令和5年度から本格実施していきます。

複雑化・多様化する困りごと

高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援、生活困窮など各制度の充実が図られている一方で、少子高齢化や家族・地域社会の変化などにより、地域生活課題が複雑化・多様化し、従来の福祉制度では対応しきれない課題が増加



- ◆ 8050問題、ひきこもりなど複合的な課題を抱える本人や世帯、制度のはざまのケースに、どのように対応していけるか
- ◆ 支援が必要な人に支援が届くようにするにはどうすべきか
- ◆ すぐに解決できないケースをどのように見守っていくか
- ◆ どこに相談したら良いかわからず、相談できないケースもあるのではないかな

身近な地域で健康と福祉の困りごとを相談できる『福祉まるごと相談室』を中心に、支援関係機関が連携し、個別課題と地域課題を地域と一緒に取り組み、地域住民が相互に支え合う「松阪市の包括的な支援体制」の構築を目指していきます。

- 重層的支援体制整備事業の基本方針・事業目標 -

松阪市における重層的支援体制整備事業は、第4期松阪市地域福祉計画・松阪市地域福祉活動計画における施策の基本目標並びに施策の方向に位置付けられた内容を踏まえ実施していきます。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

①地域における住民主体の課題解決

住民自治協議会を中核とした
 ・制度や分野にとられない地域課題の把握
 ・住民団体等による活動への支援
 ・公的な相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域課題の解決に向けた体制

②包括的・総合的な相談支援体制の確立

相談支援機関を中核とした
 ・相談者本人のみならず、育児、介護、障がい、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制

【基本目標1】

暮らしを支える体制づくり

⇒ 専門職によるバックアップ体制

【基本目標2】

つながりと支え合いの地域づくり

⇒ 「よりよく生きる」ための暮らしの場づくり

【基本目標3】

誰もが大切にされる環境づくり

⇒ 生きづらさを抱えた人への支援

【第4期松阪市地域福祉計画・松阪市地域福祉活動計画の基本理念】

地域の絆と支援の輪で、いきいきと自分らしく暮らせるまち松阪

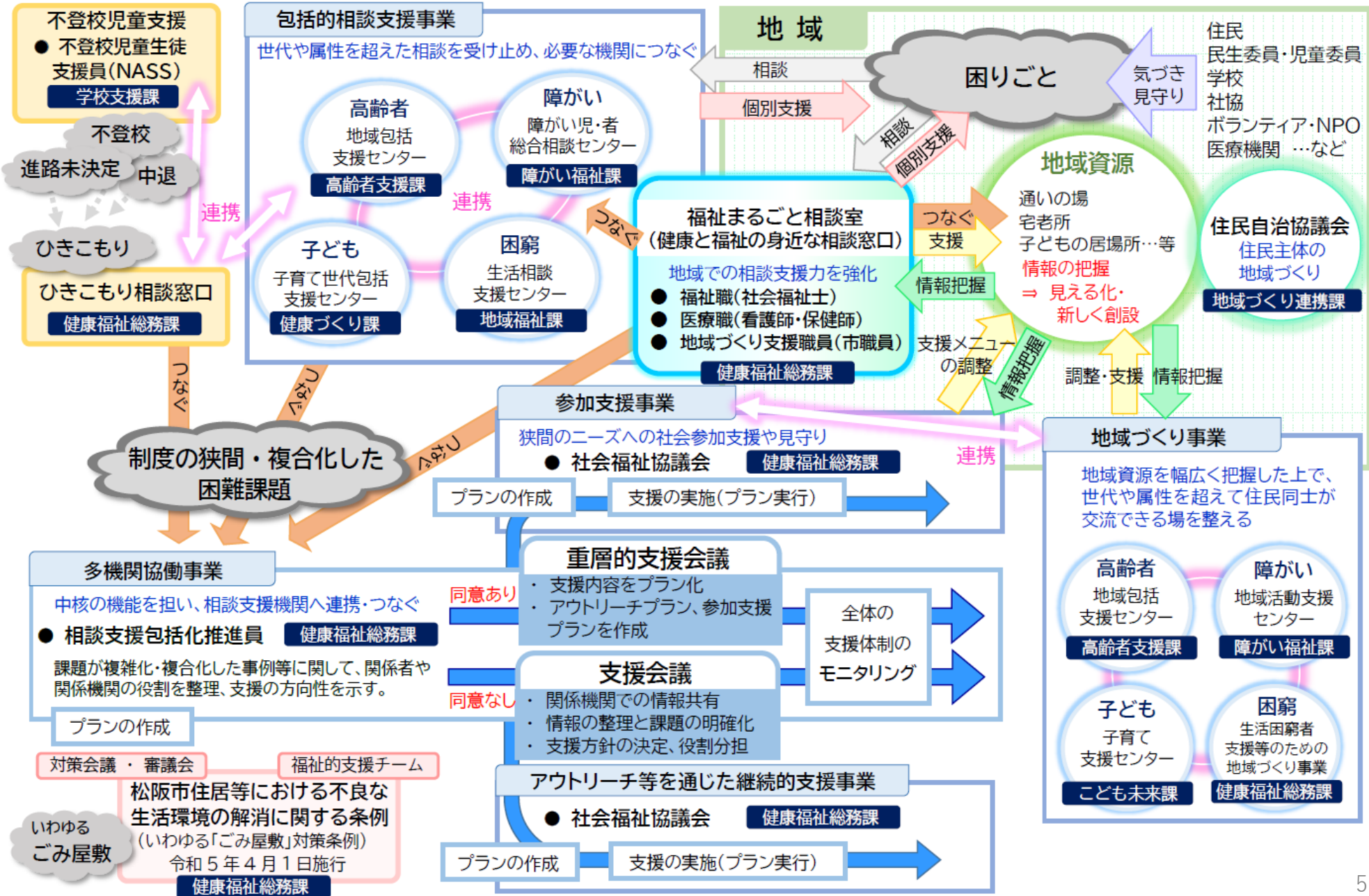
松阪市における重層的支援体制整備事業

(令和5年10月現在)

| 業務名（法的根拠） | | 既存制度の対象事業等 | 主な担当【実施方法】 | 市担当課 |
|-----------------|---------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|
| 社会福祉法第106条の4第2項 | 第1号 包括的相談支援事業 | ★新規★ | 福祉まるごと相談室 | 健康福祉総務課 |
| | | 【介護】 地域包括支援センターの運営 | 地域包括支援センター【委託：医師会・嘉祥会・太陽の里・社会福祉協議会】 | 高齢者支援課 |
| | | 【障害】 障害者相談支援事業 ※ 基幹型は未実施 | 松阪市障がい児・者総合相談センター マーベル【委託：社会福祉法人 愛恵会】 | 障がい福祉課 |
| | | 【子ども】 利用者支援事業 | 子育て世代包括支援センター【直営：健康センターはるる、嬉野保健センター】 | 健康づくり課 嬉野地域振興局 地域住民課 |
| | | 【困窮】 自立相談支援事業 | 生活相談支援センター【委託：社会福祉協議会】 | 地域福祉課 |
| | 第2号 参加支援事業 | ★新規★ | 福祉まるごと相談室 【委託：社会福祉協議会】 | 健康福祉総務課 |
| | 第3号 地域づくり事業 | 【介護】 地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業 | 地域包括支援センター【委託：医師会、嘉祥会、太陽の里、社会福祉協議会】 | 高齢者支援課 |
| | | 【障害】 地域活動支援センター事業 | 地域活動支援センター こだま【委託：社会福祉法人 愛恵会】 | 障がい福祉課 |
| | | 【子ども】 地域子育て支援拠点事業 | 子育て支援センター【直営、委託：みどり福祉会他】 | こども未来課 |
| | | 【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 福祉まるごと相談室 【委託：社会福祉協議会】 | 健康福祉総務課 |
| | 第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | ★新規★ | 福祉まるごと相談室 【委託：社会福祉協議会】 | 健康福祉総務課 |
| | 第5号 多機関協働事業 | ★新規★ | 相談支援包括化推進員【委託：社会福祉協議会】（R6～直営予定） | 健康福祉総務課 |
| 第6号 支援プランの作成 | ★新規★ | 福祉まるごと相談室 相談支援包括化推進員 社会福祉協議会 | 健康福祉総務課 | |

松阪市における重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- ① 身近な地域で相談を受け止め、地域・行政・専門職等が連携して、地域で支え合う体制を作っていくため、『福祉まるごと相談室』を市内全域に設置。（概ね中学校区・日常生活圏域を基本。令和4年度より順次開設。）
- ② 『福祉まるごと相談室』の職員として健康づくり、地域福祉活動、地域づくり支援を行う医療職・福祉職・地域づくり支援職員をエリア配置。
- ③ 相談機能の集約ではなく、既存の体制を活用。
- ④ 包括的相談支援事業者と『福祉まるごと相談室』が世帯や属性を超えた相談を受け止め、必要な支援につなぐ。
- ⑤ 課題が複雑化・複合化した事例等の支援は多機関協働事業へつなぎ、関係機関の役割分担や支援の方向性を検討しチームで支援を実施。
- ⑥ 参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は社会福祉協議会と連携。ひきこもり相談窓口や『福祉まるごと相談室』と協働した支援を行う。

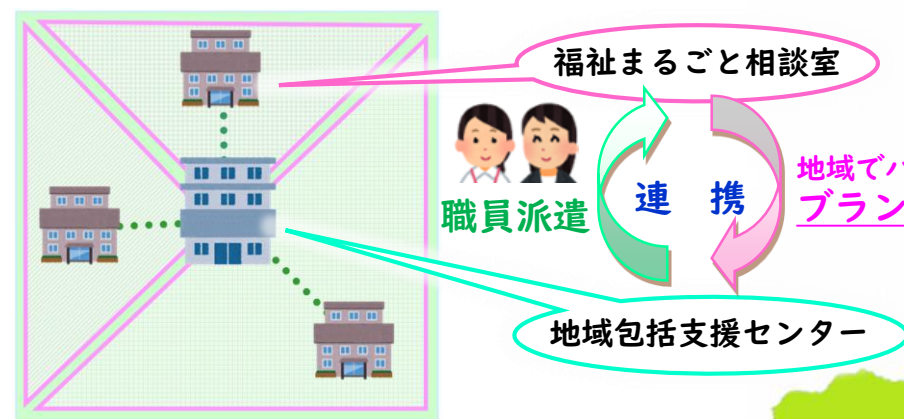


◆ 地域共生社会と地域包括ケアシステムの深化・進化

高齢期の支援を地域で包括的に確保する『地域包括ケアシステム』の取り組みを高齢者に対する支援に限定することなく、子どもや障がい者等、世帯全体を対象とした支援に深化・進化させていくことは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながります。

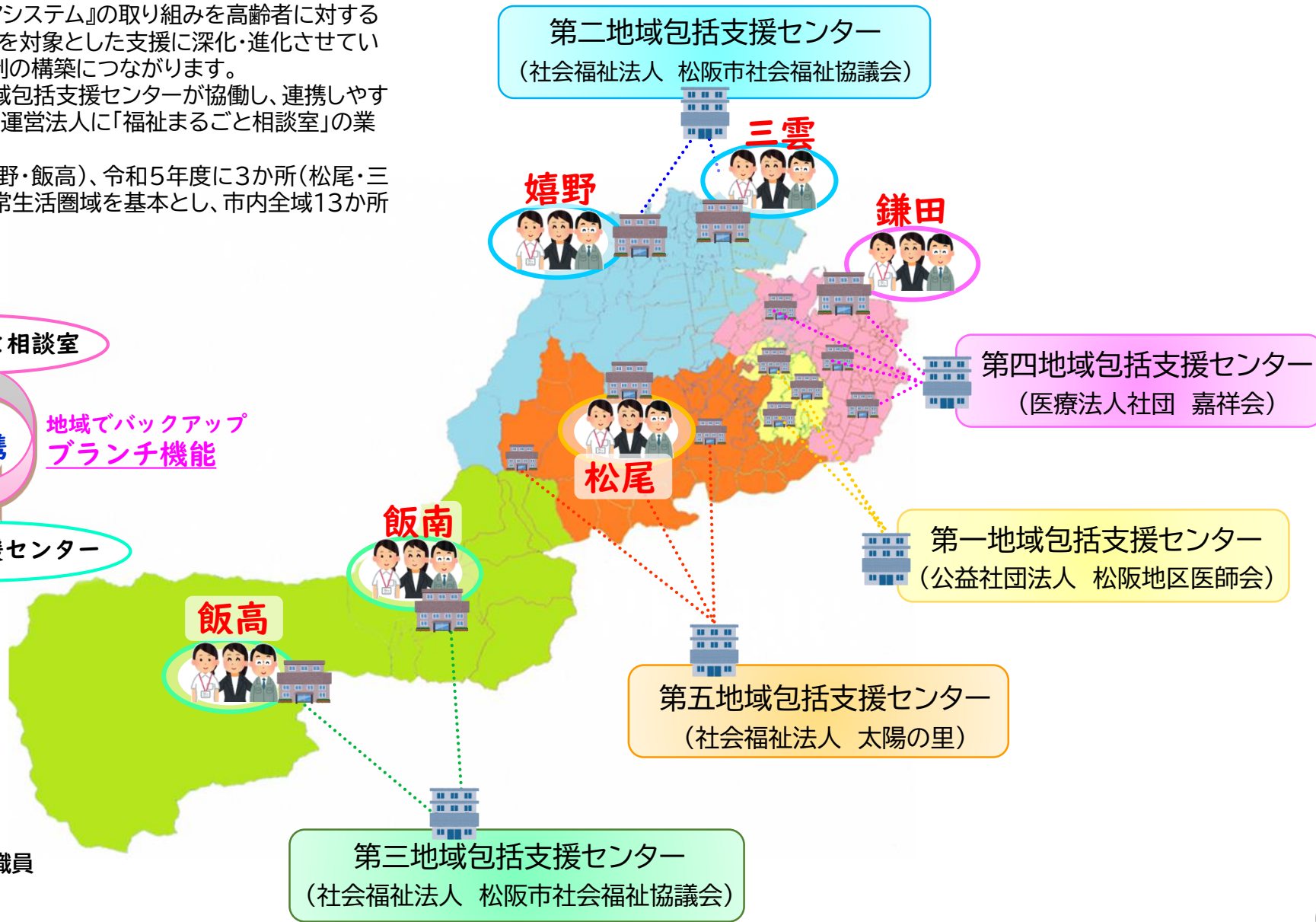
全世代を対象に支援を行う「福祉まるごと相談室」と地域包括支援センターが協働し、連携しやすい体制を築くために、原則として地域包括支援センターの運営法人に「福祉まるごと相談室」の業務を一部委託し、一体的に実施していきます。

「福祉まるごと相談室」を令和4年度に3か所(鎌田・嬉野・飯高)、令和5年度に3か所(松尾・三雲・飯南)、計6か所開設。令和7年度までに中学校区・日常生活圏域を基本とし、市内全域13か所に「福祉まるごと相談室」の開設を目指します。



全世代型の「福祉まるごと相談室」に地域を支える専門職をエリア配置

福祉職 (地域包括支援センター職員)



福祉まるごと相談室 6つの取り組み

1 地域に寄り添う 福祉まるごと相談室

- 生活課題・地域課題の相談対応
- 公的機関やサービスへのつなぎ、地域の活動団体や資源との橋渡し



2 地域で広げる 健康づくり

- 市の保健師・管理栄養士・歯科衛生士、地域包括支援センター等との連携により、地域ぐるみでの健康づくり・介護予防の推進
- 高齢者のフレイル予防による連携と支援



3 地域で支える ネットワークづくり

- 地域での活動を通じ、「人と人」、「人と地域」とのつながりづくりを支援
- 地域に根ざした見守り・支援のネットワークの基盤づくり



4 地域へ出向く アウトリーチ

- 「相談を待つ」のではなく、積極的に地域に出向く
- 気になる情報を得ることで必要な支援が届いていない人(世帯)を早期に発見し、支援を届ける



5 多様な居場所を創る 地域づくり

- 地域資源の発見、掘り起こし、活用
- 地域の実情・ニーズに応じて世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場や居場所づくり



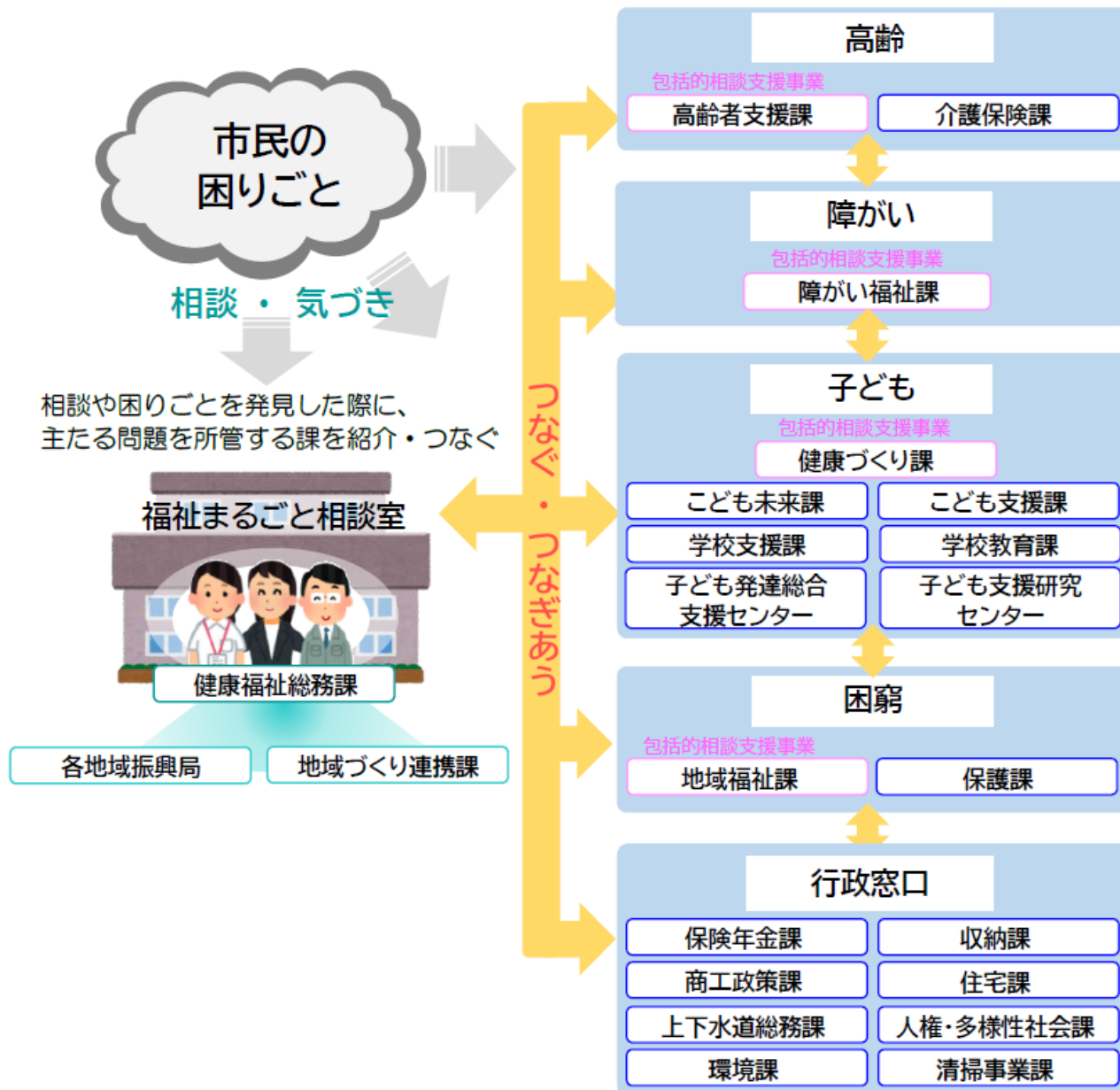
6 人 × 役割 × 地域を結ぶ 参加支援

- 地域資源などを活用して社会とのつながりづくりを支援
- 気軽に地域の活動に参加できるきっかけづくり
- 自分に合った生きがい、役割を見出すサポート



「重層的支援体制整備事業庁内連携会議」による庁内連携

松阪市重層的支援体制整備庁内連携会議 庁内 8 部局30課



各課 重層的支援連携担当者

重層的支援体制整備庁内連携会議の構成課より選出

① 連携窓口



福祉まるごと相談室や他課連携時の連携窓口となり、情報共有・支援の調整を行うことでスムーズな連携を目指す。

② 庁内連携体制をつくる



重層的支援体制を意識した庁内連携体制の構築を行うため、分野横断的な相談対応や連携強化を行う。

③ 所属課で広げる



所属課へ重層的支援体制に関する情報を伝達し、所属課内での理解促進、理念と意識の共有を図る。

～多職種・多機関の連携ネットワーク～ 「重層的支援ネットワーク会議」

令和3年12月に「相談支援包括化推進会議」の中で庁内7課が参加する勉強会として開始。徐々に参加機関を拡大して現在は庁内外32機関が参加。令和4年度は分野を越えた多職種の連携強化を目的に月1回開催。令和5年度は事例検討を通して支援のあり方を学ぶ。

■ 令和3年度・4年度 「重層的支援ネットワーク会議」の取り組み

講話を通してお互いの組織や業務に関する相互理解を深めるとともに、学びを基に意見交換や気づきの共有を行うことで連携時に顔の見える関係づくりと理念や意識の共有を行った。

| | 開催日 | 分野 | 内容 | 講師 |
|-------|--------|-------------------------|---|--|
| R3年度 | 12月16日 | ひきこもり | 「松阪市生活相談支援センターにおけるひきこもり支援の取り組み事例について」 | 生活相談支援センター |
| | 1月25日 | 障がい | 「総合相談センター マーベルとは」 | 障がい者・児総合相談センター マーベル |
| | 3月11日 | 高齢 | 「認知症初期集中支援チームについて」 | 認知症初期集中支援チーム |
| R4年度 | 4月21日 | 体制整備 | 「重層的支援体制整備事業について」 | 健康福祉総務課 ・ 地域福祉課 社会福祉協議会 |
| | 5月18日 | 体制整備 | 「地域福祉活動計画と重層的支援体制について」 ヒアリングシートから読み取れること | 地域福祉課 ・ 社会福祉協議会 |
| | 6月22日 | 高齢 | 「高齢者分野の取り組みから重層的支援体制を学ぶ」 | 高齢者支援課 第一・第三・第五地域包括支援センター |
| | 7月20日 | 不登校・ひきこもり | 「不登校・ひきこもり支援の領域に私達は何を担えるのか」 三重県、松阪市における取り組みについて | 三重県 地域福祉課 ・ 学校支援課 健康福祉総務課 相談支援包括化推進員 |
| | 8月27日 | 不登校・ひきこもり | ～誰一人取り残さない～ 三重県ひきこもり支援フォーラム 「ひきこもりの理解と望ましい支援のあり方について ～ひきこもりを長期化させないために～」 | 筑波大学 医療系社会精神保健学部 教授 斎藤 環さん |
| | 9月21日 | 子ども | 「こども・子育て分野の支援連携体制と重層的支援体制」 | 健康づくり課(健康センターはるる) こども未来課 |
| | 10月19日 | その他 | 「支援困難な地域住民や、犯歴のある人々を支える重層的支援体制～保護司と民生児童委員に学ぶ～」 | 保護司会 ・ 民生委員 |
| | 11月10日 | ひきこもり | ひきこもり支援研修会 「～ひきこもりの理解と支援の糸口について～」 | 愛知教育大学 教育学部 准教授 川北 稔さん |
| | 12月21日 | 障がい | 「障がい福祉分野を知る ～就労支援における多機関協働のあり方～」 | 障害者就業・生活支援センター みらーち ジョブステーションマツサカ |
| | 1月18日 | 体制整備 | 「アンケート調査から読み解けた松阪市の重層的支援体制づくり」 | 相談支援包括化推進員 |
| | 2月15日 | 困窮 | 「生活困窮分野の役割について ～アセスメント術と連携を学ぶ～」 | 生活相談支援センター ・ 保護課 |
| 3月15日 | 障がい | 「障がい福祉分野における支援体制の現状と今後」 | 松阪保健所 ・ 障がい福祉課 | |

松阪市重層的支援体制「重」の心得

- 一、それぞれの支援対象者や支援内容を把握し、相互理解を深めよう
- 二、相談し合い学び合えるチームを作り、抱え込まない支援者になろう
- 三、専門外の相談も、まずは聴いて、受け止めよう
- 四、分野をまたぐケースは、多機関が協働し手分けしよう
- 五、それでも解決が難しいときは、Linkシートをあげてみよう
- 六、本人中心、自立を支援、尊厳重んじ、エンパワメント
- 七、声を掛け、思いを届け、待ち続け、良きタイミングで繋げよう
- 八、希望と現実をマッチング、要るのに足りない資源はまず、声あげよう
- 九、支援を途切れさせない。一緒に見守り、繋がり続ける伴走支援をしよう
- 十、世代や属性の垣根を払い、誰一人取り残さない地域を創ろう

作 令和4年度重層的支援ネットワーク会議参加者

■ 令和5年度 参加機関

≪R5.9時点≫

| | | |
|----|-----|---------------------|
| 1 | | 第一地域包括支援センター |
| 2 | | 第二地域包括支援センター |
| 3 | 高齢 | 第三地域包括支援センター |
| 4 | | 第四地域包括支援センター |
| 5 | | 第五地域包括支援センター |
| 6 | | 高齢者支援課 |
| 7 | 障がい | 障がい児・者総合相談センター マーベル |
| 8 | | 障害者就業・生活支援センター みらーち |
| 9 | | 松阪保健所 |
| 10 | | 障がい福祉課 |
| 11 | 子ども | 健康づくり課 |
| 12 | | こども未来課 |
| 13 | | こども支援課 |
| 14 | | 子ども発達総合支援センター |
| 15 | | 地域福祉課 |
| 16 | 困窮 | 生活相談支援センター |
| 17 | | 保護課 |
| 18 | 教育 | 教育委員会 学校支援課 |
| 19 | 多分野 | 社会福祉協議会 |
| 20 | | 日常生活自立支援センター |
| 21 | | 成年後見センター |
| 22 | | 福祉まるごと相談室 鎌田 |
| 23 | | 福祉まるごと相談室 嬉野 |
| 24 | | 福祉まるごと相談室 三雲 |
| 25 | | 福祉まるごと相談室 飯南 |
| 26 | | 福祉まるごと相談室 飯高 |
| 27 | | 嬉野地域振興局 |
| 28 | | 三雲地域振興局 |
| 29 | | 飯南地域振興局 |
| 30 | | 飯高地域振興局 |
| 31 | | 地域づくり連携課 |
| 32 | | 健康福祉総務課 |

包括的相談支援から多機関協働への支援フロー（イメージ）



各地区での福祉まるごと相談室 連携会議

- 1 福祉まるごと相談室の福祉職・医療職・地域づくり支援職員に加え、社会福祉協議会を福祉まるごと相談室コアメンバーと位置づけることにより、アウトリーチ等事業や参加支援事業、地域づくり事業を身近な地域単位で一体的に実施していく。
- 2 福祉・健康・地域づくりに関して地域に関わりを持つ地域担当者（福祉まるごと相談室、社会福祉協議会、地域包括支援センター、健康づくり課、地域づくり連携課、健康福祉総務課）で定期的に連携会議を実施し、地域のプラットフォームにて地域の課題を抽出・情報共有を行い、地域課題への解決に向けた取り組みを行う。



重層的支援体制整備事業 ネットワーク体制

住民に身近な圏域

地域のプラットフォーム

- 地域のプラットフォームにて困りごと(地域課題)を共有し、解決に向けた取り組みの検討、調整
- 地域の様々な分野の関係者や住民が集い、分野を越えた取り組みの検討
- 地域に関わる人の顔の見える関係づくり



福祉まるごと相談室 連携会議 (R4~)

- 福祉・健康・地域づくりに関して地域に関わりを持つ地域担当者で定期的に連携会議を実施
- 地域のプラットフォームにて地域の課題を抽出・情報共有を行い、地域課題への解決に向けた取り組みを実施

福祉まるごと相談室 ・ 社会福祉協議会 ・ 地域包括支援センター
健康づくり課 ・ 地域づくり連携課 ・ 健康福祉総務課

支援会議・重層的支援会議 (R5~)

支援関係機関 ・ 相談支援包括化推進員 ・ 福祉まるごと相談室
健康福祉総務課

地域に関わる関係者・住民のつながりの場、
地域特性に応じた取組の検討

個別ケースの支援

市域

地域共生社会推進協議会(仮)

- 松阪市における地域共生社会の実現に向け、福祉の領域を越えて地域の様々な団体・資源とのつながりづくり、仕組みづくり、理念の共有
- 重層的支援体制整備事業が円滑に推進されるための環境整備・理解推進
各種団体などの代表者等

重層的支援体制整備庁内連携会議 (R3~)

- 重層的支援体制整備事業の実施・推進のための協議(8部局30課)

健康福祉総務課 ・ 地域福祉課 ・ 障がい福祉課 ・ 高齢者支援課 ・ 介護保険課
健康づくり課 ・ こども未来課 ・ こども支援課 ・ 子ども発達総合支援センター
保護課 ・ 保険年金課 ・ 商工政策課 ・ 収納課 ・ 人権・多様性社会課 ・ 住宅課
地域づくり連携課 ・ 各地域振興局 地域住民課 ・ 各地域振興局 地域振興課
上下水道総務課 ・ 学校教育課 ・ 学校支援課 ・ 子ども支援研究センター
環境課 ・ 清掃事業課

重層的支援連携担当者

- 重層的支援体制整備庁内連携会議の構成課より選出された「重層的支援連携担当者」を軸とした重層的支援体制を意識した庁内連携体制の構築
- 所属課へ重層的支援体制の理解促進、理念と意識の共有
- 他課連携時の連携窓口の役割・顔の見える関係づくり

重層的支援ネットワーク会議 (R4~)

- 分野を越えた多職種の連携体制を構築するために定期的に開催

〈高 齢〉各地域包括支援センター ・ 高齢者支援課
〈障がい〉障がい児・者総合相談センター マーベル(地域活動支援センター こだま)
障害者就労・生活支援センター みらーち ・ 松阪保健所 ・ 障がい福祉課
〈子ども〉子育て世代包括支援センター(健康づくり課 ・ 嬉野保健センター)
こども未来課 ・ 子ども発達総合支援センター ・ こども支援課
〈困 窮〉生活相談支援センター ・ 地域福祉課 ・ 保護課
〈教 育〉学校支援課
〈多分野〉各福祉まるごと相談室 ・ 各地域振興局 地域住民課 ・ 社会福祉協議会
日常生活自立支援センター ・ 成年後見センター ・ 地域づくり連携課
健康福祉総務課

「松阪市における地域共生社会」の実現に向けた
庁内外でのネットワーク形成・連携強化

実務者・専門職の連携強化、協働の場